

〈ニテアリ〉語法の表現性をめぐって

南里, 一郎
九州大学大学院 (博士課程)

<https://doi.org/10.15017/9424>

出版情報 : 語文研究. 79, pp.1-11, 1995-06-04. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :



〈ニテアリ〉 語法の表現性をめぐって

南 里 一 郎

はじめに

現代語の指定辞ダは、「にてあり」という語法（以下〈ニテアリ〉と表記する^①）を起源として成立したとされ^②、古代語の指定辞ナリから変化したものではない^③。〈ニテアリ〉と〈ナリ〉は、併存していた平安時代において異なる表現であったようだが、中世のある時期に〈ニテアリ〉が指定表現化し、ダの発生する芽となるのである。櫻井光昭氏は、その指定表現化の契機を『今昔物語集』の例に求めた。その中の〈ニテアリ〉を、「1『源氏物語』などのニテアリに近い（資格や状態を表す）もの」「2移行的なもの」「3ナリに近いもの」の三つに分類し、このうち「2」をダの源流とした。以下、関係部分を要約して引用する。

単に資格や状態を表すというよりは幅の広い用法で、多くは「見れば」「聞けば」などの語を伴っているニテアリがある。このニテアリは、感覚的に現象を認識し、判断する意が強いと考えられる。

見廻セバ、何クトモ不^レ思エヌ野中ニテ有リ。
(今昔二七一四一)

「喜ク」ト云フ顔ヲ見レバ、彼ノ橋ニテ被追タリキト語リシ鬼ノ顔ニテアリ。
(今昔二七一四四)

柿ノ葉ノ赤ク紅葉タルニ詩ヲ書タリケリ。招孝、此レヲ見ルニ、女ノ手ニテ有リ。
(今昔一〇一八)

此ノ籬ヲ見給ヘバ、正シク鯖ノ入タリト見エツレドモ、花嚴経八十卷ニテ御マス。
(今昔二二一七)

いずれも自己の視覚・聴覚・触覚など感覚によって確認し、判断するもので、「(自分で)確認したが、まさしく……である(という状態である)」の意である。右の移行的なニテアリは、源氏などのニテアリとは異なっており、従来のナリ、ニアリに比し、独特の表現価値を持っている。それは十一世紀末葉から十二世紀初頭(上限はもう少し上げられるかもしれない)にかけての時分、新鮮な感覚が喜ばれて、人々に愛用されたのである。当初、新鮮な感覚を喜ばれて迎えられた表現価値も、やがては摩耗変容して一般的なものの中に埋没してゆくのが常である。この移行的なニテアリも頻用された結果、まず感覚によ

る認識という具体性が脱落して、単に「確かに……である」程度の強調表現となり、さらに、その強調性も消失して、一般的な断定表現となつていったと考えられる。

右に挙げられた類の「ヘニアリ」に新鮮な語感があるのはうなずけるが、それを指定表現化と結びつけるには疑問である。(6)三分類された「ヘニアリ」それぞれに本質的な違いはなく、いずれも共通の視点でとらえられるものではなからうか。というのも、中古からの例を再検討すると、「ヘニアリ」独自の表現性は、一部の例に限らず、この語法全体に認めるべきものに思われたからである。本稿では、「ヘニアリ」がどのような語を承け、どのような表現となつていくかに注目し、そこに独自の表現性を見いだそうとする。あわせて「ヘニアリ」の指定表現化の要因についても考えてみたい。

一 「ヘニアリ」の表現性

指定表現の「ヘニアリ」の見られる文献としては、『延慶本平家物語』がよく知られている。中古の『源氏物語』などと比較して、「ヘニアリ」の総数の増加が目につくが、それだけでなく、次のような表現のあることに注意すべきであろう。

①御共ニ参リケル信連、黒丸等ニ、「コ、ヲバイツクト云ゾ」ト御尋ワタラセマシクケレバ、「是ハ井出ノ里ト申所ニテ候也。又此河ノ事ニテ候、山城ノ水ナシ河ト申候ハ」ト申ケレバ、

(二中63オ)

②今日都ヲ出給テ、近江国志賀辛崎ヲ打過テ、堅田ト云浦ニテ、「コ、何クゾ」ト網人ニ問給ヘバ、「是ハ堅田ト申所ニテ候」ト

云ケレバ、カクゾ思ツバケ給ケル。(六末7オ)

③或殿上人ヲ以テ、「何者ゾ」ト御尋アリケルニ、「山僧撰津堅者（一本98ウ） 臺雲ト申者ニテ候」ト奏ス。

④其時、「我ハ播磨中将ト云者ニテアルゾ。誤スナ」ト、騒又鉢ニテ宣タリケレバ、（四58オ）

⑤其時畠山、「甲ニ取付タルハ何ナル者ゾ」。「取アヘズ大櫛次郎季次ニテ候」。（五本20ウ）

⑥「只今コ、ニ出来タルハナム者ゾ。名乗リ候へ」ト云ケルコヘヲ聞テ、九郎御曹司ノ御昔ト聞テ、直実申ケルハ、「是ハ直実ニテ候。君ノ御出ト承リ候テ、御共ニ参リ候ワムトテ候」トゾ申ケル。（五本54ウ）

例①と例②は、現在いる場所を尋ねられ、その返答に固有の地名を示したものの、例③から例⑥は自分の名を述べたものである。いずれの例も、その対象を唯一無二の何であるかに同定して示した表現といえよう。しかし、管見の限りではあるが、平安時代の「ヘニアリ」に右のような表現のものは存在しないようである。本来これらは「ヘナリ」のみが表現しうる領域であつたと思われ、次のような例は容易に見いだすことができる。

○これを見て、舟より下りて、「山の名を何とか申す」と問ふ。女答へていはく、「これは蓬萊の山なり」と答ふ。（竹取）

○殿の御ゆめに、南殿の御後、かならず人のまいるにとをる所よな、そこに人のたちたるを、たれぞとみれど、かほはどのかみにかくれたれば、よくもみえず、あやしめて、「たそたそ」と、あまたゝびとはれて、「朝成に侍り」といらふるに、

『大鏡』卷三・太政大臣伊予

指定表現として「ナリ」が一般的だった時期において、右のような表現は「ニテアリ」の担うところでなかったのだろう。それは、「ニテアリ」と「ナリ」とがもともと異なる表現であったことの一^①面を示していると思われる。

中古の「ニテアリ」が「ナリ」と異なるということは、早くに佐伯梅友氏の指摘がある。中古の「ニテアリ」では「アリ」に「存在する」の意味を認めて、「……という状態や資格で、いる」の意味とした。挙げられた例は次のようなものである。

○昔見たまへし女房の尼にて侍る東山の辺に移し奉らむ。

〔源氏〕夕顔

○御むすめ后にておはします、又まだしくても、姫君などきこゆるに、御書の使とてまるりたれば、

〔枕草子〕めでたき物

○博士の才あるは、……御文の師にてさぶらふは、うらやましくめでたしとこそおぼゆれ。

〔同〕

「尼」「后」「御文の師」といった上接語句を、人物の「状態や資格」という概念で把握したのである。他には次のような上接語句の例がある。いずれの例も、その人物が「どのような人として」いるかを表現していると思われる。人物の「在り方」を述べるのである。

○二条の後のまだ帝にも仕うまつり給はで、たゞ人にておはしませしける時のこと也。

〔伊勢〕三

○かの在次君の妹の、伊勢の守の妻にいますかりけるがみもとにいきて、守の召人にてありけるを、この妻の兄の在次君はしのびてすむになんありける。

〔大和〕一四三

○わがしる人にてある人の、はやく見し女のことほめいひ出などするも、程へたることなれど、猶にくし。

○かたちよき君達の、彈正の弼にておはする、いと見ぐるし。

〔枕草子〕にくき物

○いといたう色好める若人にてありけるを、君も召し使ひなどし給ふ。

〔源氏〕末摘花

○むすめの尼君は、上達部の北の方にてありけるが、その人なかり給ひて後、むすめたゞ一人をいみじくかしづきて、よき君達を婿にして思ひ扱ひけるを、

〔同・手習〕

右のように、人物についての例が多い中、次のように無生物について述べた例もある。人物の例と同様、その物の「在り方」を表現していると思われる。

○すこしむもれたれども、丑寅の町の西のたい、文殿にてあるを、こと方にうつして。

〔同・玉鬘〕

○くまの、物語の、絵にてあるを、「いとよく書きたる絵かな」とて、御覽す。

〔同・虫〕

「アリ」が本動詞であれば、「……ニテ」の部分はその修飾となるはずで、ニテの承ける内容が自然と限られてくる。佐伯氏の解釈に従うと、「状態や資格」と受け取れる範囲の上接語句となるのである。つまり、「ニテアリ」に上接する内容とは、対象の一つの「在り方」を示すものである。しかるに、先に見た『延慶本平家物語』の例は、「在り方」の表現と思われなため、新しい表現として注目したのである。

では、「ニテアリ」が「一つの「在り方」を示す」表現であることによつて、どのような表現性を得るのか。次の『枕草子』の例をもとに考えることにする。

○御けしきにはあらで、さぶらふ人たちなどの、「左の大敵方の人、知るすぢにてあり」とて、さしつどひ物などいふも、下よりまるる見ては、ふといひやみ、放ちいでたるけしきなるが、

〔枕草子〕殿などのおはしまさでのち)

清少納言が道長方の人間と内通していると噂される部分である。これには言外の含みがあると思われ、「(清少納言は、こちら方ではなくて)敵方の人間なのよ」という気持ちであろう。陰口をたたく者としては、どちら側の人間かということで話題にしており、「敵方」という清少納言の〈在り方〉を示している。しかし、清少納言が敵方の人間でないことは言うまでもないことで、周囲の共通認識でもある。それをことさらにこう述べることで、「意外にも」とか「ああは見えても実は」とかいった含みが読みとれる。つまり、「清少納言は敵方」という〈在り方〉が選択されたため、結果的に「こちら方」という〈在り方〉は打ち消されてしまうのである。ある一つを「取り立てる」「選択する」ということは、逆に見ると含みおいた他の可能性が「排除される」ことでもある。先に見た例でも同様のことが言え、例えば女性の〈在り方〉ならば、「尼」や「乳母」、あるいは「后」「北の方」などの可能性があるが、〈在り方〉としては一つしか選択できない。このように、〈ニテアリ〉の表現性とは、対象の一つの〈在り方〉を取り立てて示すというものであり、そこには他の〈在り方〉の排除という一面も持ち合わせるのである。

二 〈ニテアリ〉の主観的把握

それでは、一つの〈在り方〉を取り立てて示すという〈ニテアリ〉

の表現性が、実例にどう現れているか確認してみよう。〈在り方〉として念頭にあるものが二つの場合、一つを選択し、一つを排除した表現と見ることができ。または、対比という観点でも理解しやすいのである。

①まことに蓬萊の木かこそ思ひつれ。かくあさましき空ことに
てありければ、はやとく返し給へ。〔竹取〕

②くはしう聞き明らか給ひて、「さらば、まことにあらむかし。見ばや」と思ふ心、出できぬ。〔源氏〕宿木

例①は、「本当に蓬萊の木かと思っていたら、そうではなくて、こんなにあきれた嘘だったので」という気持ちである。直前の「まこと」であった可能性と、かぐや姫が得た見方の「空こと」とが対比されているのは明らかである。対比されることで、「こんなにあきれた嘘だった」という〈在り方〉が強く示されることになる。例②は、弁尼から浮舟の素性を聞いた薫の心中語である。以前に中の君から聞いていた、浮舟が大君に似ているという話を思い出して、「それでは、(あの話は間違いでなく)本当でもあろうよ」と思って、納得しているのである。

次は性別について述べた例である。この場合、〈在り方〉は男か女か二つの可能性しかないため、対比が明確である。

③院をはじめたてまつりて、親王たち、上達部、残るなき産やしなひどもの、めづらかにいかめしきを、夜ごとに見のゝしる。男にてさへおはすれば、そのほどの作法、にぎはしく、めでたし。〔源氏〕葵

④さもおはせなむと思ふあたりには心もたなくて、思ひのほかに、口惜しくなん。女にてあなれば、いとこそものしけれ。

(同・澤標)

⑤ 妊じ給て七八月にぞあたらせ給へる。入道殿の御ありさままた
てまつるに、かならずをのこにてぞおはしません。

『大鏡』卷五)

⑥ 哀し、此レガ男ニテ有マシカバ、合フ敵无クテ手ナムドニテコ
ソハ有マシカ。惜ク女ニテ有ケルコソ。 (『今昔』一三—24)

例③は、生まれた子供が「その上、男子でまでいらっしゃるので」というのだが、「女子ではなく」という含みがある。添加の「さへ」が下接してさらに対比を強めたと思われる。例④は、明石からの知らせを受けた光源氏が、「よそに子供ができたのが残念で、(おまけに)女の子だそうなので、気に入くない」と言っている。『源氏物語大成』によると「女にてさへ」という異文があり、言外に「男ならまだしも」という含みがあるのは明らかである。例⑤での語り手(世継)は、道長の権勢の様子を見ていて、生まれてくる子は男子であるに違いないと思いついた。「間違はなく、(女ではなく)男であろう」と、確信を持って語っているのである。例⑥は、相撲取りである兄の嘆きである。妹の男勝りの怪力を見るにつけ、「もし男だったら、相撲の良い取り手であったらうに、女であるのが残念だ」と言っている。このように、性別にはある評価のついてまわることが多く、取り立てて示す表現と結びつきやすかったものと思われる。

以上は二つのうち一方を取り立てるものであったが、多くの可能性の中から一つを選択して、他の〈在り方〉を排除したような例もある。官職など、人物の資格について述べた例がこれに当てはまる。次の例⑦例⑧になると、一つの〈在り方〉を選択したという語感が

さらに強い。ある人物の前世の姿という〈在り方〉には、様々な可能性が考えられるが、猫を恐れるから、あるいは蛇を恐れるからという理由で、猫や蝦蟇(かえる)であろうと推量しているのである。

⑦ 其レガ前世ニ鼠ニテヤ有ケム、極ク猫ニナム恐ケル。

(同・二八一—31)

⑧ 今昔、山城ノ介ニテ三善ノ春家ト云フ者有キ。前ノ世ノ蝦蟇ニテヤ有ケム、蛇ナム極ク恐ケル。

(同・二八一—32)

これまでは排除された〈在り方〉が想定しやすい例を見てきたが、対象の〈在り方〉として考えられる可能性が広範なために、言外の含みが読みとりにくい場合はどうか。一つを選択するということは、同時に他を排除することで、両者は表裏一体のものであることは既に述べた。ある物事の〈在り方〉を把握して表現するときに、他の排除という側面を持つ〈ニテアリ〉によった場合、一つの〈在り方〉をより強く示す表現になると思われる。つまり、「(他でもない)……:という〈在り方〉」という意味あいを持つのである。以下に実例を示す。

⑨ 又の日かへりて、「さ、なん」といふ。うべなきことにもありけるかな。宿世やありけん。いとあはれるに、「さらば、かしこに、まづ御文をものせさせ給へ」とものすれば、いかゞはとて、書く。

『蜻蛉』下・志賀の山里)

⑩ あるべからむやうに、のたまはせよかし。何事も疎からず承らんのみこそ、本意のかなふにては侍らめ。

『源氏』宿木)

⑪ おほかたむかしは、前頭の拳によりて、のちの頭はなることに侍しなり。

『大鏡』卷三・太政大臣伊尹)

⑫ いみじきあざれ事どもに侍れど、まことにこれは徳いたりたる

翁共にて候。などか人のゆるさせたまはざらん。

(同・卷六・昔物語)

⑬然レバ象許ニ乗テ糸善カリツルヲ、師子ニ乗ルガ余リ事ニテ有ル也。
〔今昔 五一—20〕

⑭此レヲ思フニ、極テ哀レニ貴キ事ニテナム有ル。

(同・二—18)

例⑨は、養女にしたいと思つていた姫の母親が養女の件を承諾した、という報告を受けての作者の感想である。「(そうなるだろうかと案じていたら) 思った通りに事がはこぶことよ」と、感動とともに示している。例⑩は、薫が中君に対して、山莊をどのようにするか意見を述べている部分である。「何でも遠慮なく聞かせてくれることだけが、(私の) 本望でございますよ」と、自分の考えを説得するように語り聞かせる。例⑪は、「(我々は) 人徳の高い翁語った直後に述べた説明である。例⑫は、「(我々は) 人徳の高い翁どもであるから、何を言つても人の許さないことはない」という気持ちでの発言である。「人に許される」理由を、聞き手に明確に示した表現であると言える。例⑬例⑭とともに、説話の結末部に述べられた語り手の感想であり、事柄の評価の一つの〈在り方〉によって示している。ただし例⑬は、「糸善カリツル」と対比して「余リ事」(余計なこと)を強く示したとみることもできよう。

以上のように、一つの〈在り方〉を取り立てて示すという特性により、様々な表現として現れているのである。

さて、これまでの例で分かるように、ある〈在り方〉を示した「……ニテ」は、結果的に対象の説明と言える性格を帯びている。つまり、ニテには叙述性が生じ、このようなニテに下接した〈アリ〉は

補助動詞化しやすかつたものと考えられる。もともと〈アリ〉の「存在する」という意味は、実質性が稀薄なものである。「……ニテ」には叙述性に加えて、より実質的な内容があり、そのニテの方へ〈アリ〉が一体化しようとするのは自然であろう。〈アリ〉が補助動詞化すれば、二つの項の同定という指定表現の形式を備えることになる。これまでの例の中にも、〈アリ〉を補助動詞と受け取って差し支えない例が多く含まれる。特に対象が「モノ」ではなく「コト」である場合に補助動詞と考えやすいようで、先の例では、例①例②や例⑨例⑩および例⑬例⑭がそれに当たる。しかし、〈アリ〉が補助動詞か否かに関わらず、「……ニテ」が一つの〈在り方〉を示すという点に変わりはない。本来は「……という〈在り方〉で、存在する」という表現だったのが、〈アリ〉が補助動詞化した段階では、「存在する」の部分が欠落して、「……という〈在り方〉である」という表現となるにすぎない。そしてこの、他を排除し一つを選択して示した〈在り方〉とは、言語主体がその主観によって選択し把握したものに他ならない。一般に表現というものは、言語主体の認識に発したものではあろう。しかし、〈ニテアリ〉の場合は、言語主体が独自に選択した〈在り方〉の表現であるため、主観性が特に強いもののようなのである。先に挙げた「これは蓬萊の山なり」のような例は客観的な示し方をしており、やはり初期の〈ニテアリ〉では不可能な表現だったと思われる。ここで、〈ニテアリ〉の表現性を次のように把握し直しておく必要がある。ここで、〈ニテアリ〉とは、言語主体が主観的に選択した一つの〈在り方〉を示す表現である。先の例⑬例⑭のように、多くの例でニテの上接部分に何らかの評価が加味された語感があるが、それは対象の〈在り方〉の把握が主観的であることに由

来すると思われ。

三 〈在り方〉表現からの脱皮

〈ニテアリ〉は特殊な表現性を持った語法として、〈ナリ〉と併存していた。その基本は対象の〈在り方〉を表現するものであったの
だろう。しかし、次の『更級日記』の例をこれまで見た〈在り方〉
の表現と同様に考えられるであろうか。

○……といひて、いみじう鳴くさまは、あてにをかしげなる人と
見えて、うちおどろきたれば、この猫の声にてありつるが、い
みじくあはれなる也。
〔更級〕

作者の姉が夢に見たことを話している。飼っている猫が、実は自
分は大納言の姫君であると言ってひどく鳴く様子に、はっと目を覚
ますと、この猫の声だったというのである。「この猫の声」というの
は、これまでの例の〈在り方〉から大きな隔たりがあると思われる。
これは従来の〈在り方〉表現から離れて、自己が得た新たな認識を
強く示すという用法で現れたものではなからうか。

さらに時代を下って、院政期の『今昔物語集』では、実に様々な
用例が含まれるようになっていく。先にも挙げたような、対象の
〈在り方〉をいう例が多い中、少数ではあるが単純な〈在り方〉表
現と考えにくい例が現れている。次のような例である。

①此ノ籬ヲ見給ヘバ、正シク鯖ノ入タリト見エツレドモ、花叢経
八十卷ニテ御マス。
(二二一七)

②「何ゾ、此レハ」ト有ル限り、見哩ルニ、「我也」ト云フ音、良
藤ニテ有り。
(二六一七)

③生タル心地モ不為ネドモ思ヒ念ジテ、暫ク此ヲ見廻マバ、山ノ
程・所ノ様ヲ見ルニ、鳥部野ノ中ニテ有り。
(二七一四)

④然バ、此小瓶ノ内ニ有ツル小蛇ハ、故聖人ニテ御ケルニコソ有
ケレ。
(二〇一七)

⑤有ツル油瓶ハ然レバコソ物ノ氣ニテ有ケル也ケリ。
(二七一九)

⑥「何ニマレ一人ハ狐ナドニコソハ有ラメ」ト思ヘドモ、何レヲ
実ノ妻ト云フ事ヲ不知ネバ、思ヒ廻スニ、「後ニ人來タル妻コソ
定メテ狐ニテハ有ラメ」ト思テ、
(二七一三)

⑦彼ノ狗ハ神ナドニテ有ケルナメリ。
(二七一五)

⑧「我が瘡ハ疵ニテ有ケレバ、児ノ干ヲコソ付テケレ」ト世三弘
ゴリテ聞エナムトス。
(二九一七)

例①では、直前の「鯖」と対比された「花叢経八十卷」が、見た
ことにより新たに認識されたのである。例②から例④は「良藤」「鳥
部野ノ中」「故聖人」という特定の人物や場所などを示す語を承けて
いる。また、例④から例⑦は、対象の正体が何であるか、自分なりに
判断した表現と見ることが出来る。例⑧の「疵」とは「矢傷」の
ことであり、「瘡」の〈在り方〉というよりこれも正体と考えるべき
もので、「(実は他でもなく)矢傷で」といった表現であろう。いず
れの例も中古に多かった〈在り方〉表現から一歩抜け出しており、
先の『更級』の例から連続したものである。

これらの例は、〈ニテアリ〉の示す〈在り方〉に質的变化が起こっ
ている。つまり、はじめは素材的に制約された〈在り方〉だったもの
が、主観によって規定される〈在り方〉へと変化してきたのであ
る。対象の〈在り方〉がどのような内容であっても、それが言語主
体の主観で把握されたものならば、〈ニテアリ〉に上接するように

なつたと思われる。(在り方)の内容を素材的制約から解き放つことは、すなわち(ニテアリ)に上接する内容を広げることである。(ニテアリ)がそもそも主観的な表現だったために、このような拡大も起こりえたのであろう。例⑥を見ると、「狐ニテ」の直前に近接して「狐ナドニ」が現れているが、両者に素材的相違があるとは考えにくい。この「狐ニテハ有ラメ」は、あれこれ「思ヒ廻」らした結果、「狐ニテ」という認識を得た表現と理解できよう。その主観性の強さゆえ、例①から例⑦のように、気づきや驚きを伴う場面に現れやすかつたのである。

また、例①から例③のように視覚などの感覚によって認識する例について、櫻井光昭氏はこれらをダの源流と考えていた。しかし、気づきや驚きを伴う例④から例⑦などとの本質的な違いはなく、特別視すべき例ではないと思われる。(ニテアリ)は本来、対象の(在り方)を示す表現であつたから、感覚が(在り方)の把握の手段となるのは考えられることで、単にその手段を、「見れば」「聞けば」などという語で明示した表現なのであろう。会話文や心中語に現れた例④などとの相違は、言語主体が語り手であるか、登場人物であるかにすぎない。言語主体の主観による把握という点では共通なのである。そして、この主観に基づいた表現性のために、「一つの(在り方)」を取り立てて示す」というところから、やがて(在り方)の範囲が次第に拡大散らし、単に「取り立てて示す」というところまで一般的になつていったものと思われる。こうして、一般的な指定表現として定着していったのであろう。『今昔物語集』の(ニテアリ)は、この表現の拡大してゆく側面をわずかにのぞかしているものと考えられる。

ところで、『今昔物語集』の(ニテアリ)のうち、否定表現となつたものは三例しか見いだせない。(ニテアリ)全体の数から考えるとわずかな例である。平安時代の他の物語類ではさらに見いだしたがたく、管見の限りで『源氏物語』に二例、『大鏡』に一例を数えるのみであつた。(ニテアリ)が否定表現になりにくかつた理由は、本来(在り方)表現であつたためと思われるが、先に見たような、(ニテアリ)固有の表現性という観点から確認してみよう。次に実例を示す。

⑨いとほしう、いづ方にも、心苦しきことのあるべき事、さしはなれたるなからひにてだにあらで、おとゞなども、いかに思ひ給はむ。
〔源氏〕夕霧

⑩「花の木どもの気色ばむも、残りゆかしく、峯の霞の立つを、見捨てん事も、おのが常世にてだにあらぬ旅寝にて、いかに、はしたなく、人笑はれる事もこそ」など、よろずにつましく、心一つに、思ひ明かし暮らし給ふ。
〔同〕早麩

⑪ 関白になりさかへさせたまで六年ばかりやおはしけん、大疫癘の年こそうせ給けれ。されど、その御やまひにてはあらで、御みきのみだれさせ給にしなり。
〔大鏡〕卷四・内大臣道隆

⑫ 火ナムド燃シテ見レバ、此ノ童、色白ク、顔福ラカニテ、愛嬌付キ、気高カキ事无限シ。僧、此ヲ見ルニ、極ク喜シク思テ、
「定テ、此レ、下臈ノ子ナドニテハ不有ジ」ト見ユレバ、
〔今昔〕一七—四四

⑬ 其ノ尼、本ヨリ公ニ申シテ行フ事ニテモ无カリケレバ、訴ヘ申ス事モ无カリケリ。
〔同〕三—一四

例⑨は、光源氏が、夕霧とその舅である致任大臣との關係を心配

した部分である。この例にも言外の含みがあり、「他人でもあるならまだしも」離れた間柄でさえないし」という気持ちである。例⑩では、「常世」と「旅寝」との対比が明確である。例⑪では、道隆の亡くなった原因について述べているのであるが、直前に「大疫癘の年」に亡くなったと述べたため、原因はそれではなく別だということとを強く示す必要が生じた。「その御やまひ」というところを取り立てて否定するので、本当の原因の「酒量が過ぎたこと」が対照的に強く示されるのである。同時に、これは「在り方」の表現とは言えない。例⑫は、ある僧が童の様子を見て、「下衆の子などではななかり」と考える部分である。見るからに「高貴な方の子ではないか」ということが思われたのである。例⑬になると、アラズがナシに交替した新しい形式である。ある老尼は、本宮より派手に放生会を行って、反感を買い打ち壊しにあう。それでも訴え出ることはしなかつたのだが、その理由の「もともと朝廷の許可を得て行ふ放生会でもなかつた」ということを強く示したものと思われる。このように、否定表現においても、対比や言外の含み、または取り立ての意識のあることは間違いないであろう。一般的指定の否定表現にはない特殊な語感がある。それゆえ、限られた状況でしか現れず、結果的に用例が少なかったものと思われる。

しかし、鎌倉時代の『宇治拾遺物語』になると「ニテアリ」の否定表現を六例見いだすことができる。言語量の多い『今昔物語集』での三例と比べると、いくらか増加したと見ることができよう。この否定表現の増加は、「ニテアリ」の特殊性が次第に忘れられ、一般的な指定表現に接近した結果であると考えられるのではなからうか。このことは、同文説話において『今昔』で「ナリ」の否定表現

が、『宇治拾遺』では「ニテアリ」になった箇所があることでも裏付けられよう。

○生々六位ナドノ有リケルガ、「此ノ殿ノ人ニモ非ヌ者ノ、宵・曉ニ殿ノ内ヨリ出入スル、極テ无愛也。」
〔今昔〕二二一―16

○なま六位の家人にてあらぬが、よひ晝に、この殿に出入ることわびし。
〔宇治拾遺〕二七話

○此ハ輒ク習フ事ニモ非ズ。
〔今昔〕二二〇―10

○これは、おぼろけの心にて習ふ事にては候はず。
〔宇治拾遺〕一〇六話

同文説話の比較によって、『今昔』の「ナリ」が『宇治拾遺』では「ニテアリ」となった例が、否定表現に限らず、あわせて十一組得られた。全てが会話文中の例である。「ニテアリ」による表現の拡大していることがうかがい知れよう。次に主なものを挙げる。

○此ハ郡司ノ奉ト候ヒツル物也。
〔今昔〕二二〇―10

○此郡司の参らせよと候物にて候。
〔宇治拾遺〕一〇六話

○晴明、此ヲ見テ、「何ゾノ僧ノ何ヨリ来レルゾ」ト問ヘバ、僧、「己ハ幡磨国ノ人ニ侍リ。」
〔今昔〕二二四―16

○晴明、「なにぞの人にておはするぞ」と問へば、「播磨國の者にて候。
〔宇治拾遺〕二二六話

○明衡驚テ、「何事ゾ」ト云ケレバ、此ノ男、「其ノ人也ケリ」ト聞付テ、「己ハ甲斐殿ノ雑色某丸ト申ス者ニ候フ。」
〔今昔〕二二六―4

○明衡もおどろきて、「いかなる事ぞ」と問ければ、其時に、男出ていふやう、「をのれは甲斐殿の雑色、なにがしと申者にて候。
〔宇治拾遺〕二一九話

○其ノ時ニ僧正、其ノ気色ヲ恠ムテ問テ云ク、「彼レハ誰ソ」ト。
答テ云ク「陽勝ニ候フ。」（『今昔』一三一—三）

○僧正、あやしと思ひて問ひ給ひければ、蚊の声のやうなる声して、「陽勝仙人にて候なり。」（『宇治拾遺』一〇五話）

右の『宇治拾遺物語』の例の中には、先に『延慶本平家物語』の例で見たような、自分が何者かを答える表現が現れている。自分名前などは自分自身でよく分かったことで、流動的な〈在り方〉でないのはもちろん、主観的な把握という性質の情報でもない。これは〈ニテアリ〉の領域が次第に拡大した結果、可能になった表現と考えられる。『宇治拾遺物語』の時期には、〈ニテアリ〉の中に一般的指定の〈ナリ〉に準じるものが生まれていたと言えよう。

おわりに

これまで述べてきたことを、以下にまとめて示す。〈ニテアリ〉はその組成によって、本来「……という〈在り方〉で、存在する」という意味であった。〈ニテアリ〉は〈アリ〉の補助動詞化によって指定表現としての形式を備えるものの、〈在り方〉を示す表現であったことにより、指定の〈ナリ〉とは異なる特殊な表現性を持っていた。その表現性とは、言語主体が主観的にとらえた「ある一つの〈在り方〉」を取り立てて示すもので、同時に他の〈在り方〉を排除するという側面を持つものである。〈在り方〉として想定される範囲が明確でない場合、言語主体が主観的に認識した〈在り方〉を強く示す表現であったと考えられる。〈ニテアリ〉が〈在り方〉表現から離れたのは、その主観性により、上接の〈在り方〉の内容が素材的制約

を離れて主観による規定へと変化し、次第に様々な内容を承けるようになったためである。そうして、一般的指定表現に接近していったものと思われる。

以上、〈ニテアリ〉語法の表現性をめぐる問題を考察してきたが、指定表現の周辺には多くの課題が残されている。例えば、指定辞の新旧交代をどのように位置づけるべきであろうか。〈ナリ〉系から〈ニテアリ〉系へと、指定辞の主流が別系統のものに変わったことを思うと、表現を生み出す意識そのものの変化を感じさせる。今後の課題として考えたい。

注

用例の引用は、『源氏物語大成』校異篇、『延慶本平家物語』本文篇（勉誠社、平成二年）、『新日本古典文学大系』（『蜻蛉日記』枕草子、更級日記、宇治拾遺物語、その他は『日本古典文学大系』）による。なお、私意によって仮名や漢字の表記を改めたところがある。

(1) ニテに下接するのは「あり」だけでなく、「おはす」「侍り」「候ふ」など存在を表す敬語動詞の場合もある。その動詞部分を〈アリ〉で代表させて〈ニテアリ〉と表記するのである。

(2) ニテが平安後期にテとなり、下接したアリと一体化、縮約する。「ロドリゲス日本大文典」に次の記述が見える。「ぢゃ」は関西系の指定辞である。

○Dearu (ぢある) の代わりにDea (であ) となつてゐる事がある。
例へば、Mina xitta colodea (皆知つた事であ) Gia (ぢゃ) と同意。

○存在動詞のGia (ぢゃ)、Giaru (ぢゃる) は正しくはDea (であ) Dearu (ぢある) であつて…… (同、六三八頁)

(3) ナリは現代語に「な」「なら」としてその姿をとどめ、ダの活用表に組

み込まれている。連体形とされる「な」はあまり用いられない。

- (4) 「ナリ型指定表現」という意味で、以下〈ナリ〉という表記で示す。「ナリ型指定表現」とは、連用形とされる「に」を用いる語法、例えば敬語法の「におはす」「に侍り」や係助詞の介入した「にこそありけれ」なども含めて考えるのである。これらは「ナリ」と語法的には別だが、指定表現としてだけ見た場合に等価値と見なしているのは異論のないところであろう。

- (5) 『今昔物語集』に見る夕の源流をめぐって』(『国語学』第一六一集、昭和57年12月)。

- (6) 小川栄一氏「指定のニアリとニテアリとの対立——下接助動詞の傾向より考える——」(『福井大学国語国文学』二五、昭和61年) および「同題(II)」(『福井大学教育学部紀要』1—35・国語学国文学中国学、昭和61年)も櫻井氏の見方に異を唱えている。櫻井氏が夕の源流とした〈ニテアリ〉は、説話の文体が要請した「語りに特有の一種の特殊語法」にすぎず、中古にも「一般的指定のニテアリ」はあって、そこから派生したものとす。〈ニテアリ〉の指定表現化は、動詞部分〈アリ〉の補助動詞化によると考える立場である。示唆を受けるところが大きかった。

- (7) 山田孝雄氏『平家物語の語法』(『平家物語』についての研究)後編、国定教科書共同販売所、大正三年12月)は、『延慶本平家物語』による研究である。これには、「断定の客者を示せるもの」(二五四—三頁)として例が挙がっている。なお、『延慶本平家物語』は増補系諸本の一つとされ、奥書によると、延慶二、三年(二二〇九—二二一〇)に書写したものを、応永二六、二十七年(二四一九—二四二〇)に再度書写したものである。

- (8) 佐伯梅友氏『』にあり』から』である』へ』(『国語学』第二六集、昭和31年10月)には、「ニシテからニテが出、……このニテに、アリにつゞく用法が出るのである」とあり、〈ニテアリ〉の組成をニテと〈アリ〉との結合とみている。類似した形式の語法という点から考えると、ナリ

と等価値の「ニアリ」に助詞テが割り込んだという見方もできようが、しかしそれでは〈アリ〉が初めから補助動詞ということになってしまふ。ニテ単独の語法が頻出することや、中古の〈ニテアリ〉の多くで〈アリ〉を本動詞と見るべき実状と合わない。組成については、この、ニテと〈アリ〉との結合という考え方に従ってよいと思われる。岩波『新日本古典文学大系』の脚注によった。『旧大系』では、「うへなきこと」と考え、「この上もないことであつたよ」とする。どちらの解釈をとっても、本稿の考えには影響がない。

- (10) この説明に関して、例①に付した傍線を二分しているのは、倒置によって「のちの頭」が割りこんだものと考えたためである。

- (11) 鈴木泰氏「指定辞『ニテ』の句格」(山形大学紀要〈人文〉九—一、昭和53年2月)は、ニテを叙述性を有する一体的な単位として処理しようとする立場である。格助詞ニテと指定の助動詞ニテとを区別せず、品詞論的な観点を離れた緩やかな規定で〈指定辞〉という用語で一括している。煩雑なニテの用法を〈指定辞〉の同一性の中でとらえようとする。

- (12) 個々の例について本動詞か否かを判断するのは困難であることが多い。ゆえに本稿では、あえてその判断に拘泥せず、どのような〈ニテアリ〉にも共通する意味を考えようとするのである。

- (13) 『今昔物語集』に〈ニテアリ〉の否定表現がわずかであることは、櫻井光昭氏「今昔物語集助動詞一覽」(『』——『断定』——)『早大』学術研究』30、昭和56年2月)に指摘があり、その理由として、ニテが本来「という状態」という意味を持っていたためとする。